

平成 29 年度 公募型共同開発事業募集要領

1. 目的

地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下、法人）が、府内の企業等と相互に開発課題と経費を分担して、技術開発や製品開発を共同で実施することにより、府内ものづくり中小企業の発展に寄与することを目的とする。

2. 本事業の対象者

新製品・新技術の開発、新分野への進出等を企画している次の者。

- ① 府内に事業所を持つ中小企業者、および中小企業団体等
- ② 当該製品・技術の開発、製造等にあたり、①の者との連携を具体的に計画している企業等
- ③ その他、法人が特に認める企業等

3. 共同開発の要件

- ・新規性、高度性に富む開発内容で、早期に製品化・事業化の可能性があること。
 - ・法人と共同開発を実施することによって、より質の高い成果が期待できるものであること。
 - ・共同開発を行う上で法人に求める技術分野について、公募型共同開発事業事務局および法人研究員との協議を経ていること。
- (すでに法人が他の企業等と共同で研究・開発に取り組んでいるテーマについては、対応できない場合がある。協議の方法については申請手続きを参照のこと。)

4. 経費の負担

- ・法人は、共同開発の実施にあたり法人が分担する課題に係る費用（人件費を除く）については、総事業費の 1/2 を上限とし、負担する。
- ・企業は、法人が管理する設備等のうち、共同開発を行うのに必要な装置・機器等を、法人の同意を得て、無償で活用できる。
- ・企業は、本事業による共同開発のために法人の和泉センターインキュベーション施設に、共同開発実施期間、無償（光熱水費を除く）で入居することができる。(ただし、退去時の原状回復等、諸条件あり。)

5. 開発期間

開発を開始した時から原則 2 年間。ただし、予定している開発期間終了時の状況によっては、最大 1 年間の範囲内で開発期間の延長を認める。なお、延長する場合であっても、法人の予算額は変更しない。

6. 申請書類

- ・共同開発申請書

【添付書類】

- (1) 共同開発に携わる研究員名簿
- (2) 共同開発実施計画書
(法人研究員と共同して作成すること)
- (3) 会社定款若しくは登記事項証明書（提出日より 3 か月以内に発行されたもの）
- (4) 決算報告書（直近 1 年間の貸借対照表、損益計算書 個別注記表）

(創業1年未満で決算報告書がない場合は、ご相談ください)

(5) 会社経歴書(会社案内・パンフレットで代用可)

7. 募集期間及び申請場所

「6.申請書類」に記載する書類を、平成29年10月10日(火)から11月13日(月)までに経営企画本部業務推進部に持参すること。

(注意事項)

- ・受付時間は9時30分から17時まで。
- ・法人の研究員と十分な協議を経て提出すること。

8. 採択テーマ数及び選考方法

- ・採択テーマ数：2件程度
- ・選考は、書類及びプレゼンテーション審査により行う。
- ・選考結果については、採択、不採択にかかわらず、書面で通知する。
- ・採択された開発テーマの共同開発者は、法人と共同開発契約を締結する。
- ・開発テーマ名は、契約締結後、原則として法人ホームページ等で公開する。

9. 成果の取り扱い

- ・開発の結果生じた発明に係る特許等の帰属および持分割合については、共同開発者と協議の上、合意に至ったのち、共同出願契約および試作や製品展開時には実施契約を締結する。(実施契約に伴い、実施料の負担が発生する場合あり。)
- ・開発終了後、開発成果は公表する。ただし、共同開発者から業務上の支障があると申し入れがあったときは、審査の上、一定期間その一部または全部を公表しない。
- ・共同開発者が製品のカタログやホームページ等の広告で法人との共同開発成果であることを記載する場合、事前に名義使用申請を行い許可を得る。

10. その他

- ・共同開発事案における技術的課題以外の課題については、共同開発者からの求め等に応じて、当研究所と大阪府商工労働部職員が支援する。
- ・法人が共同開発事案の技術的課題解決のために必要と判断した場合、他機関の本共同開発への参加を認めることがある。